

広島県民間産業団地造成助成要綱

令和7年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 県は、企業誘致の受け皿となる優良な産業用地を確保し、県内への企業の立地促進と地域振興を図るため、広島県内で新たな産業団地を開発する事業者に対して、広島県民間産業団地造成助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間産業団地造成事業 産業団地の所在地を管轄区域とする市町の助成金等の交付の対象とされている企業誘致の受け皿となる優良な産業団地を造成する事業をいう。
- (2) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (3) 開発事業者 民間産業団地造成事業を行う事業者をいう。
- (4) 産業団地 工業団地、流通業団地その他これに類するもので、産業の集積を目的としたものをいう。
- (5) 分譲地 産業団地内において、分譲を目的として造成された区画をいう。
- (6) 公共施設 産業団地内の道路、公園・緑地、上水道・工業用水道、下水道・排水施設、調整池等をいう。
- (7) 公共施設造成費 公共施設の造成に要する費用から公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額の合計額をいう。
- (8) 中山間地域 広島県中山間地域振興条例（平成25年広島県条例第44号）第2条第1項に規定する中山間地域をいう。

(助成金の交付)

第3条 県は、次の各号に掲げる要件を備えるものであって、知事が指定する民間産業団地造成事業を実施する開発事業者に対して、予算の範囲内において助成金の交付を行うものとする。

- (1) 新たな産業団地の開発であること。
- (2) 分譲地面積（法面を含まない有効面積）が概ね15ヘクタール以上の産業団地であること。
- (3) 産業団地の所在地を管轄区域とする市町から同種の助成金等の交付が予定されていること。
- (4) 産業団地を開発する市町の行政エリア内における企業ニーズ（分譲地面積以上に引き合い）があること。

(5) その他、産業の集積、雇用の機会の確保等、総合的に県経済の活性化に資すると知事が認める産業団地であること。

(指定の申請)

第4条 前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする者は、別記様式第1号による奨励指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、産業団地の造成工事に係る最初の発注に係る工事に着手する日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為について都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。）により必要な許可を受けていることを確認することができる書類
- (2) 事業計画書（対象事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳（開発事業者において確定した工事費内訳及び工事数量等が分かるもの。））
- (3) 公共施設造成計画書（公共施設の工程、公共施設の事業費内訳（開発事業者において確定した工事費内訳及び工事数量等が分かるもの。））
- (4) 都市計画法に基づく開発許可申請の際に提出する次の書類
 - ・設計説明書（広島県都市計画法施行細則（昭和45年広島県規則第112号。以下「広島県都市計画法施行細則」という。）様式第2号（第3条関係））
 - ・資金計画書（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「都市計画施行規則」という。）第16条第5項）
 - ・開発区域位置図（都市計画法施行規則第17条第1項第1号）
 - ・開発区域区域図（都市計画法施行規則第17条第1項第2号）
 - ・現況図（都市計画法施行規則第16条第4項）
 - ・土地利用計画図（都市計画法施行規則第16条第4項）
- (5) 産業団地の所在地を管轄区域とする市町の助成金に係る奨励指定通知書等の写し
- (6) 対象事業に係る経営計画書
- (7) 定款及び会社の概要等
- (8) 登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
- (9) 申請時前3年分の財務諸表及び県税について未納がないことを証明する書面
- (10) 共同事業者に関する説明書（第4条第2項の規定を適用する場合に限る。）
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請において、複数の開発事業者（以下「共同事業者」という。）が一体として対象事業を行う場合は、当該共同事業者を一の開発事業者とみなすことができる。この場合において、当該申請は、当該共同事業者を代表する開発事業者が行うものとする。

(指定書の交付)

第5条 知事は、指定をするときは、別記様式第2号による奨励指定書を交付するものとする。

(助成金の額)

第6条 第3条の規定による助成金の額は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 知事が指定した民間産業団地造成事業（以下「指定事業」という。）の公共施設造成

費に対して、当該市町が公共施設造成費に対して交付決定した額（以下「市町交付額」という。）とする。ただし、造成区域内に中山間地域を含む場合にあっては、市町交付額に2を乗じて得た額（造成区域内に中山間地域と中山間地域以外の地域がある場合は、造成区域全体に対するそれぞれの面積の割合により、市町交付額を按分。）とする。なお、限度額は、公共施設造成費から市町交付額を除いた額又は5億円のいずれか低い方を限度とする。

- (2) 前号の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。
- (3) 前各号に規定する助成金の額が2億円を上回る場合には、次の表の第1欄に掲げる区分に従い、同表の第2欄に掲げる単年度交付限度額を、同表の第3欄に掲げる交付年限により分配して交付するものとする。

助成金の額	単年度交付限度額	交付年限
2億円を超える4億円以下	初年度から2年間 2億円	2か年度
4億円を超える5億円以下	初年度から3年間 2億円	3か年度

(助成金の交付申請)

第7条 第5条の規定により奨励指定書の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）にあっては、産業団地の所在地を管轄区域とする市町の助成金に係る交付決定通知書等に記載の日から6か月以内に、別記様式第3号による助成金交付申請書と次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業費の内訳書及び公共施設造成費の区分ごとの支出を証明できる書類の写し
(2) 産業団地の区分ごとの整備位置図、平面図
(3) 公共施設の区分ごとの整備位置図、平面図
(4) 開発行為に関する工事の検査済証の写し（都市計画法施行規則第30条）
(5) 公共施設に関する工事の検査済証の写し（都市計画法施行規則第30条）
(6) 産業団地の所在地を管轄区域とする市町の助成金に係る交付決定通知書等の写し
(7) その他知事が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し助成金の交付決定及び額の確定を行うものとし、交付決定及び額の確定をしたときは、速やかにこれらの内容（これに条件を付した場合には、その条件を含む。）を申請者に通知するものとする。

(指定事業の変更)

第9条 助成対象者は、指定事業の内容を変更（事業の目的達成に支障を来すおそれのない軽微な変更を除く。）しようとするときは、別記様式第4号による変更（中止・廃止）承認申請書に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(指定事業の承継)

第10条 指定事業を実施する事業者について合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、当該事業者の地位を承継する者が、当該指定事業を承継できるものとする。

2 前項の規定により指定事業を承継する者は、別記様式第5号による指定事業承継届に承継を証する書類を添えて、当該指定事業を承継した日から1月以内に知事に提出しなければならない。

(指示事項の遵守)

第11条 助成対象者は、知事が事業報告を求めるなど必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

(指定等の取消し)

第12条 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励指定又は助成金の交付額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由によることなく指定後3年間指定事業が開始されないとき。
- (2) 正当な理由によることなく産業団地分譲地面積が当初計画に比べて著しく減少したとき。
- (3) 正当な理由によることなく助成金の交付に係る土地を処分したとき。
- (4) 正当な理由によることなく指定事業を休止し、又は中止したとき。
- (5) 指定事業と異なる事業を行ったとき。
- (6) 第3条各号に定める要件を欠くに至ったとき。
- (7) この要綱に違反する行為があったとき。
- (8) 偽りその他不正の手段により指定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (9) その他知事が必要と認めたとき。

(助成金等の返還)

第13条 知事は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 助成対象者は、第13条の規定に基づく取消しにより助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日（助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次遡りそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他制度との調整)

第15条 助成対象者に対する国、県又は産業団地の所在地を管轄区域とする市町が行う制度に基づく措置とこの要綱に基づく措置とが重複して適用される場合のこの要綱の適用については、知事が別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に着手する事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定による申請書を知事に提出している開発事業者に係るこの要綱の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

奨励指定申請書

年　月　日

広島県知事様

住 所
 申請者 氏名又は名称
 及び代表者名

広島県民間産業団地造成助成要綱第4条の規定による民間産業団地造成事業の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

産業団地の 名 称			
造成場所			
造成予定面積 区画数	(うち中山間地域 (うち分譲地予定面積(法面を含まない有効面積))	ha ha)	ha 区画
造成予定期間	年 月 から	年 月	
概算事業費	円 (うち公共施設造成費 円)		

添付書類

- (1) 開発行為について都市計画法により必要な許可受けていることを確認することができる書類
- (2) 事業計画書(対象事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳(開発事業者において確定した工事費内訳及び工事数量等が分かるもの。))
- (3) 公共施設造成計画書(公共施設の工程、公共施設の事業費内訳(開発事業者において確定した工事費内訳及び工事数量等が分かるもの。))
- (4) 都市計画法に基づく開発許可申請の際に提出する次の書類
 - ・設計説明書(広島県都市計画法施行細則様式第2号(第3条関係))
 - ・資金計画書(都市計画法施行規則第16条第5項)
 - ・開発区域位置図(都市計画法施行規則第17条第1項第1号)
 - ・開発区域区域図(都市計画法施行規則第17条第1項第2号)
 - ・現況図(都市計画法施行規則第16条第4項)
 - ・土地利用計画図(都市計画法施行規則第16条第4項)
- (5) 産業団地の所在地を管轄区域とする市町の助成金に係る奨励指定通知書等の写し
- (6) 対象事業に係る経営計画書
- (7) 定款及び会社の概要等
- (8) 登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
- (9) 申請時前3年分の財務諸表及び県税について未納がないことを証明する書面
- (10) 共同事業者に関する説明書(第4条第2項の規定を適用する場合に限る。)
- (11) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

奨励指定書

第 号

(住所)

〔氏名又は名称
及び代表者名〕

年 月 日付けで申請の奨励指定については、広島県民間産業団地造成助成要綱
第5条の規定により次のとおり指定します。

年 月 日

広島県知事

1 指定事業の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

2 実施する措置

3 奨励指定の条件

様式第3号（第7条関係）

助成金交付申請書

年　月　日

広島県知事様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

広島県民間産業団地造成助成要綱第7条の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額　金　　円

奨励指定年月日 (変更承認年月日)	()		
産業団地の名稱			
造成場所			
造成面積数 区分面積	(うち中山間地域 (うち分譲地予定面積(法面を含まない有効面積))	ha ha)	ha ha) 区画
造成期間	年　月　から	年　月	
事業費	円 (うち公共施設造成費　円)		

添付書類

- (1) 事業費の内訳書及び公共施設造成費の区分ごとの支出を証明できる書類の写し
- (2) 産業団地の区分ごとの整備位置図、平面図
- (3) 公共施設の区分ごとの整備位置図、平面図
- (4) 開発行為に関する工事の検査済証の写し(都市計画法施行規則第30条)
- (5) 公共施設に関する工事の検査済証の写し(都市計画法施行規則第30条)
- (6) 産業団地の所在地を管轄区域とする市町の助成金に係る交付決定通知書等の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

助成金変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

広島県知事様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

年　月　日付け　第　号で（奨励指定）による指定事業について、変更又は事業を中止・廃止したいので、広島県民間産業団地造成助成金要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 変更後の事業に要する経費（変更前及び変更後）

4 中止・廃止後の措置

注）関係書類を添付すること。

様式第5号（第10条関係）

指 定 事 業 承 繼 届

年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付け 第 号による指定事業を別記のとおり承継したので、広島県内投資促進助成要綱第10条第2項の規定により届け出ます。

- 1 承継した事業場の所在地及び名称
- 2 承継の年月日
- 3 承継後の業務開始の年月日
- 4 承継の事由
- 5 承継後の変更事項

注) 承継の事実を証する書類を添付すること。